

○地方行政委員会

內閣提出法律案（二件）

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

四三

本案は、別途提出されている「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案」の改正内容と同様の措置を講じよ

うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 一、年金たる補償に係る平均給与額の改正

害補償保険制度において用いられる額を考慮して自治

均給与額が、この最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、この最低限度額又は最高限度額をその者の平均給与額とする。

大臣が定める。

(二) (一)にかかわらず、経過措置として、この改正の施行前から年金たる補償を受ける権利を有している者であつて、施行時における平均給与額が(一)の最高限度額を超えているものについては、施行前の平均給与額を基礎として年金たる補償の額を算定することとし、その超える間、年金たる補償の額の自動改定は行わない。

## 二、通勤の定義に関する規定の整備

通勤災害の対象となる通勤の範囲を自治省令で具体的に定める。

## 三、収監中の者に対する休業補償の取り扱い

監獄等に収容されている者には、休業補償を支給しない。

## 四、施行期日

年金たる補償に係る平均給与額の改正については昭和

六十二年二月一日、通勤の定義に関する規定の整備及び収監中の者に対する休業補償の取り扱いについては昭和六十二年四月一日から施行する。

以上、御報告申し上げます。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案について  
御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員災害補償制度が改正されることに伴い、地方公務員災害補償制度についても同様の措置を講じようとするものでございまして、年金たる補償に係る平均給与額について年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を設けること、通勤災害における通勤の定義及び収監中の職員に対する休業補償の取り扱いについて所要の規定の整備を行うことを主な内容とするものでございます。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、基金の業務運営の改善、通勤災害に対する保護の拡大等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、公務災害の防止対策推進等に関する附帯決議を行いました。

## 要旨

今回的一般会計補正予算において、所得税及び法人税の収入見込額の合計額が一兆四千七十億円減少となることに伴い、これらの税を基礎とする地方交付税交付金を四千五百二億四千万円減額することとしているが、本案は、現下の地方財政の状況にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を四千五百二億四千万円増額し、昭和六十一年度の地方交付税の総額を確保しようとするものである。なお、借入金の償還は、昭和六十七年度から昭和七十六年度までの各年度において行うこととしている。

## 委員長報告

地方交付税法等の一部を改正する法律案について御報告いたします。

今回の一般会計補正予算においては、所得税及び法人税の減少見込み額が計上され、これらの税を基礎とする地方交付税財源も減額されることとなりましたが、本法律案は、このような事態に対処するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において四千五百二億四千万円を借り入れて、昭和六十一年度分の地方交付税の総額を確保することを主な

内容とするものでございます。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、特例措置のあり方、税制改革と地方財源の確保等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論を行いましたところ、本法律案に対し、日本社会党・護憲共同を代表して志苦委員、公明党・国民会議を代表して馬場委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して抜山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して出口委員より賛成の意見が述べられました。

次いで採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方交付税の長期的安定確保等を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。